

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案要綱

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護の充実

遺族年金及び遺族給与金の額を、次のとおり引き上げること。

1 公務死に係る額

現行

一九五万九、二〇〇円

↓
一九六万二、五〇〇円

改正案

2 勤務関連死に係る額

現行

一五五万六、二〇〇円

↓
一五五万九、五〇〇円

改正案

3 平病死に係る額

現行

一五五万六、二〇〇円

↓
一五五万九、五〇〇円

改正案

四九万八、三一〇円

↓
五〇万三、七五〇円

三九万七、八一〇円 ↓ 四〇万二、五五〇円

4 併発死に係る額

現行 改正案

三九万七、八一〇円 ↓ 四〇万二、五五〇円

二七万七、二一〇円 ↓ 二八万二、一五〇円

二 施行期日

この法律は、平成十四年四月一日から施行すること。

照会先：社会・援護局援護課（内線3431）